

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について
(第 1 3 分野) (総括表)

(分野名)第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進			
施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等 ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等	内閣府(男女共同参画局)	【施策の取組状況】 女子差別撤廃条約を紹介するために作成したDVDをホームページ上で動画公開したり、平成24年に実施した「メディアの役割に関するシンポジウム」、広報誌「共同参画」の企画(トップインタビュー)を行った。これらを通じてメディアにおける男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促したりすること等により、女子差別撤廃条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正等、我が国のメディアの課題についてメディア及び国民各層に周知した。 【施策の評価】 DVDは簡単に閲覧することができるようHPのアクセシビリティに配慮している。平成24年の「メディアの役割に関するシンポジウム」での参加者アンケートでは「良かった」「とても良かった」の評価が7割を超えた。	メディア業界の自主的な取組を踏まえつつ、またインターネットなど新しいメディアの成長など環境の変化に注目しながら、メディアにおける女性の人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。
	内閣府(共生社会政策)	【施策の取組状況】 ②性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離 ・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を行っている。 また、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して地域の環境浄化を図るための広報・啓発活動を推進している。 ・性・暴力表現等の有害情報に対する規制状況や、関係事業者等による自主規制等について調査研究を行い、その結果を情報提供して、地域における自主規制等の取組を推進している。	②性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		④地域の環境浄化のための啓発活動の推進 ・「児童ポルノ排除対策推進協議会」「公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進している。 ・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を行っている。 【施策の評価】 ②性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離 ・地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度や、関係機関・団体と連携した地域の環境浄化を図るための広報・啓発活動、さらに、地域における自主規制等の取組が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 ④地域の環境浄化のための啓発活動の推進 ・地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、有害環境浄化に関する広報・啓発活動や、都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 ・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等、訴求対象の特性を踏まえて広報・普及啓発を充実強化する必要がある。 ・青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。 ・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・訴求対象の特性に応じ地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 ・「子どもの権利とビジネス原則」等を踏まえ、民間における自主的かつ主体的な青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるよう、関係団体・事業者等との連携・情報共有等を充実強化する必要がある。	・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を引き続き行う。 - また、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して地域の環境浄化を図るための広報・啓発活動を引き続き推進する。 ・性・暴力表現等の有害情報に対する規制状況や、関係事業者等による自主規制等について調査研究を行い、その結果を情報提供して、地域における自主規制等の取組を引き続き推進する。 ④地域の環境浄化のための啓発活動の推進 ・「児童ポルノ排除対策推進協議会」「公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を引き続き推進する。 ・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を引き続き行う。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	【施策の取組状況】 ② 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離 ・ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。 ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶 ・ 児童ポルノ画像に関する国際的な情報共有を行うためのデータベースとしてICPOにおいて平成21年度から運用開始されている「国際児童ポルノデータベース」について、平成23年3月から警察庁少年課に専用端末を整備して取組に参画し、海外捜査機関との情報共有を図っている。 ・ 警察庁では、毎年、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う国際会議を開催している。 ・ インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、平成18年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報やサイバーパトロールを通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。 ・ 警察では、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する「全国協働捜査方式」を推進している。 ・ 警察庁においては、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等関連事業者による実効性のあるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備に努め、平成23年4月から、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、ISP等による自主的なブロッキングが開始されている。 ・ 警察では、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策専門委員会に参画し、必要な情報提供や助言等を行うとともに、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなど、民間の自主的な取組を支援している。 ・ IHCでは、外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノについて、INHOPE加盟団体に対して削除に向けた措置を依頼するなどしている。 INHOPEとは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、平成11年に設立された。 ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進 ・ 警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。	② 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離 ・ 今後とも、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っていく。 ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶 ・ 今後とも、「国際児童ポルノデータベース」を適正に運用し、海外捜査機関と緊密の情報交換を推進していく。 ・ 国際会議等を通じて、海外捜査機関等との更なる連携強化に努めていく。 ・ 「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進し、継続して検挙等の措置を講じていく。 ・ 今後とも、関係機関、団体と連携し、インターネット上の児童ポルノ情報の排除を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		【施策の評価】 ② 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離 - 平成21年から25年までの間に、有害図書等の自動販売機への収納・撤去義務違反により、37人を検挙している。 ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶 「国際児童ポルノデータベース」の運用に基づき、海外捜査機関から情報提供を受けている。 - 国際会議の開催を通じて、海外捜査機関との連携強化が図られている。 - 毎年、IHCから通報に基づく検挙状況を公表しているところ、平成25年中はインターネット上のわいせつ電磁的記録媒体陳列や児童ポルノ公然陳列の違法情報を端緒とした検挙件数は減少している。 - 警察庁では、安心ネットづくり促進協議会に参画し、児童ポルノ対策に必要な情報の提供や助言、同協議会の実施する施策に参画した。また、児童ポルノ流通防止対策専門委員会が、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として選定した一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会にURL等の情報提供を行った。 - IHCで、平成25年中にINHOPEを通じて海外のホットラインに通報した児童ポルノ公然陳列情報は1,728件であり、平成24年(1,320件)と比べて408件(+30.9%)増加した。 ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進 - 近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るための広報啓発を行うことが重要である。	- インターネット上に拡散した児童ポルノの削除については、迅速な対応が求められるところ、通報窓口であるIHCの周知を図る必要がある。 ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進 - 引き続き、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。
	文部科学省	【施策の取組状況】 - 文部科学省では、携帯電話やスマートフォンなどの急激な普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、学習・参加型のシンポジウムを開催するとともに(平成25年度:12か所)、啓発リーフレットの作成・配布等に取り組んでいる。 - また、フィルタリングの普及啓発など、地域の実情に応じた有害情報対策の推進を支援するなど、学校・家庭・地域社会が連携した有害情報対策を推進している。 【施策の評価】 - 青少年が携帯電話やスマートフォン等を通じて、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上で不適切な投稿をしないことなど、適切なインターネットの利用について普及啓発し、メディアにおける人権の尊重に貢献した。	スマートフォンをはじめとする新たな情報機器が急速に普及していることから、引き続き青少年が適切にインターネットを利用できるよう、普及啓発に取り組む。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
イ インターネット等 新たなメディアにお けるルールの確立に 向けた検討	警察庁	【施策の取組状況】 ・ インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、インターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報やサイバーパトロールを通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。 ・ 警察では、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する「全国協働捜査方式」を推進している。 【施策の評価】 ・ 毎年、IHCから通報に基づく検挙状況を公表している。平成25年中は、端緒情報の減少などにより、インターネット上のわいせつ電磁的記録媒体陳列や児童ポルノ公然陳列の違法情報を端緒とした検挙件数は減少している。 ・ 平成25年中におけるコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙は781件であり、事件検挙後はわいせつデータについて削除要請を行っている。 ・ 平成25年中のわいせつDVD等の販売事犯の検挙状況は、181営業所、177件、288人であり、押収したわいせつDVD等は2,096,259枚であった。 ・ 児童ポルノ事犯については、取締りの強化により平成23年中、1,455件、24年中、1,596件、25年中、1,644件と送致件数が増加している。	・ 「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進し、継続して検挙等の措置を講じていく。 ・ 今後もインターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報やさまざまな警察活動を通じて入手した情報についてわいせつ事犯該当性の判断を行ったうえで、検挙活動を推進していく。 ・ 今後も、悪質な児童ポルノ事犯の取締りを推進する。
	総務省	【施策の取組状況】 ・ ガイドライン策定・改訂の支援等 インターネット上の違法・有害情報の流通に関しては、通信4団体で構成する違法情報等対応連絡会において、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を策定した上で、プロバイダ等が適切に削除等の対応を行っているところであり、総務省としても、同ガイドラインやモデル条項の策定や改訂に当たり、必要な支援等を実施している。 ・ プロバイダ責任制限法の執行 女性の人権も含め、インターネット上で権利侵害情報が流通した場合に関しては、プロバイダ責任制限法において、プロバイダ等がこれを削除又は削除しない場合の責任関係を定めており、この法律の執行を通じ、プロバイダ等による適切な削除等の対応が可能になる環境を構築している。 ・ 違法・有害情報相談センターの設置・運営 インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般の利用者等からの相談に関しては、総務省が設置・運営している違法・有害情報相談センターにおいて受け付け、具体的な削除方法についてのアドバイス等を行っている。	各取組については、その重要性が一層、増加していることから、引き続き実施していくことが必要であり、総務省としても、必要な支援を行うなど、適切な対応を行っていきたいと考えている。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		【施策の評価】 各プロバイダ等においては、上記のガイドライン、契約約款モデル条項やプロバイダ責任制限法に基づき、適切に削除等の対応を行っているものと評価している。 なお、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」については、必要に応じ、改訂を行っており、総務省としても、必要な支援を行っている。 さらに、「違法・有害情報相談センター」も、相談件数が年々増加傾向にあるなど、利用者からの相談窓口等としての機能を適切に果たしていると考えている。	
	経済産業省	【施策の取組状況】 ・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等についてとりまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等でフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。 ・平成24年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。 ・平成22年度に策定した望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を踏まえ、平成23年度から継続して、青少年によるインターネット接続機器の利用実態調査を実施。結果は事業者へフィードバックし、当該基準に準じた自主的かつ主体的な対応を推進。 ・平成24年度から年2回、事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。 【施策の評価】 ・フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーを相当回数実施。 ・フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても9割程度と高かった。 ・インターネット利用実態調査の結果、フィルタリングソフト利用率は向上傾向にある。 ・直近のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全てについてフィルタリング対応措置が取られている。	・フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、フィルタリング利用の推進に努める。 ・インターネット接続機器の利用実態調査の結果を踏まえ、引き続き、フィルタリングを利用しやすい環境の整備を推進する。 ・引き続き、機器ごとのフィルタリング対応状況調査を実施し、事業者によるフィルタリング提供を推進する。